

総合計画審議会 部会（第1回）での主な意見と回答

1 第6次総合計画期間におけるまちづくりの状況

主な意見	事務局からの回答
・第6次総合計画を振り返り、課題として何が挙げられ、第7次総合計画策定に対し、どのように対応したのか分かりにくい。	・資料2を参照

2 第7次総合計画骨子（案）及び総論・基本構想（素案）

主な意見	事務局からの回答
・「コミュニティを中心としたまちづくり」や「コミュニティを中心とした地域運営体制の構築」という表現があるが、各コミュニティで町内会加入率や年齢構成等の状況は異なり、役員の高齢化も進んでいる。事務局の負担も考えないといけない。	・コミュニティ単独で地域社会における諸問題を解決するのではなく、行政とコミュニティが協力し、まちづくりを推進していくため「コミュニティをまちづくりの重要なパートナー」として表現を修正した。
・今後、計画書として記載するのであれば、「障害者」の「害」は平仮名の方がよいのではないか。	・国の法律や障害者手帳では、現在も「害」の字を使用していることから、本市では統一して「障害者」として表記している。
・「めざすまちの姿」について第6次総合計画と分類が異なっているが変更した意図は何か。	・第6次総合計画では、施策毎に「めざすまちの姿」を設定していたが、施策毎では多岐に渡り計画として見づらい部分があった。第7次総合計画では、「めざすまちの姿」をもう少し明確にするとともに、市民の皆さんだけでは推進が困難、且つ行政側としても取り組んでいかなければならないことがあるため、各「めざすまちの姿」を下支えする「行政推進項目」を新たに設定した。
・新しい産業やスタートアップをバックアップし、若い人が東海市で働きたいと思わせる視点を計画に入れるべきではないか。	・計画における「まちづくりにおける大切な視点」でデジタル人材の育成、スタートアップや事業継承における支援を明記するとともに、施策・単位施策で方向性を検討する。
・「めざすまちの姿」について東海市の特色を打ち出した表現が必要ではないか。	・「めざすまちの姿」は、市民等の皆さんと議論したどのようなまちの状態になるとよいかということを表現している。第7次総合計画では、教育と福祉を合わせた「めざすまちの姿」を構築するなど、分野横断的に設定した。今後、施策・単位施策の記載内容を考える際に、東海市の特色が分かる表現を検討する。
・人口が減っており、少子化対策が必要である。若い独身者が転入していることから、子どもを「産み育てる」視点を計画に位置付けるべきではないか。	・子どもや子育て世代を対象とした「めざすまちの姿」では、独身者や子どもを産む前の夫婦なども含めた世代を対象として支援していくこと明記しており、また、施策・単位施策においても、今後、表現を更に検討する。

第6次総合計画の課題と 第7次総合計画への反映に ついて

第7次総合計画を策定するにあたり、現在の第6次総合計画の課題をどのように反映しているのか、令和5年（2023年）1月13日開催の総合計画審議会 第2部会で意見があったことから、反映内容について、まとめたもの。

1 第6次総合計画の概要

資料2

第6次総合計画は、まちづくり基本条例に定められた「市民と市との協働・共創によるまちづくり」に基づき策定された第5次総合計画の考え方を継承した計画であり、市民が実現したいと願う「めざすまちの姿」と実現していくための「施策・単位施策」として、まちづくりの目的と手段の関係性を明確にするとともに、各階層に指標を設定することで、まちづくりの進み具合や市の取り組みの効果等を広く共有できる計画とした。

総合計画の構成として、まちづくりの目標となる都市像、基本的方向性を示した指針である「基本構想」、基本構想におけるまちづくりの目標を実現するため、各分野で取り組む施策をまとめた「基本計画」、基本計画で示された施策を、財政状況や社会情勢を考慮して実施する短期計画であり、予算編成の指針となる「実施計画」で構成。

第6次総合計画は、市民満足度やまちづくりの進み具合を多角的に検証するため、「めざすまちの姿」に対して設定した「施策」に「まちづくり指標」、「単位施策」に「成果指標」を設定し、市民満足度の変化やまちづくりの進み具合を様々な視点から確認及び検証するとともに、施策評価による次年度以降の実施計画や予算編成と連動したPDCAサイクルによる総合計画の推進を進めてきた。

以上のように、第6次総合計画は、第5次総合計画の考え方を継承した一方で、第6次総合計画から指標等の管理によるPDCAサイクルの推進や予算決算と連動した行政経営の指針となる総合計画として推進を図ってきたが、成果とともに課題も存在した。

1 計画全体

第6次総合計画の課題

<施策のボリューム・レベル感>

・市民等が考えた38の「めざすまちの姿」を設定し、38の「めざすまちの姿」と一対の施策により体系を構築したが、施策数が多すぎることで、施策のボリュームやレベル感に差が生じた。

<施策推進の役割>

・「めざすまちの姿」毎に「施策」を設定したため、38の施策が存在しているが、行政が担う役割が低い施策がある。

<類似した施策>

・市民目線による「めざすまちの姿」から「施策・単位施策」を整理したことで、類似する施策や成果が反映されにくい施策等が存在している。

<自助・共助・公助>

・市民、地域・団体、行政の「めざすまちの姿」に対する関わり方を「自助」・「共助」・「公助」として役割分担を設けたが、第5次総合計画に引き続き、市民や地域が、計画に位置付けた施策等の推進に対して役割を担っているという意識の醸成に繋げることが困難であった。

第7次総合計画への対応内容

「めざすまちの姿」を施策階層ではなく、上位の分野（政策）階層で広域的・横断的に5つ設定することで、実現手段となる施策について、レベルやボリューム感を考慮しながら設定した。

施策のレベルやボリューム感を合わせる際に「めざすまちの姿」を上位階層で設定したことで、行政が担う役割を意識し施策を設定した。

施策や単位施策の推進が「めざすまちの姿」の実現に繋がるということが明確となった体系を構築することが可能となった。

(R4.11/17第1回全体会 資料2 総合計画の概要に計画体系を記載)

市民等と協働でまちづくりを推進するうえでの課題として、市民等への総合計画の認知度不足が挙げられることから、策定作業開始時点から独自でSNSのアカウントを保有し、情報発信を行っている。今後は、計画書をデジタルブックで市のホームページ等で展開することも想定しており、市民への認知度向上を図る予定。

2 まちづくり指標・成果指標

第6次総合計画の課題

<市民アンケート数>

・「まちづくり指標」、「成果指標」をそれぞれ設定したことで、施策の評価はしやすくなった一方で、指標数が多いことから、アンケート指標も多く、一部の市民から苦情が入ることとなった。

<市民アンケート対象者数>

・毎年無作為で抽出した3,500人に市民アンケートを行うにあたり、前年度の対象者を除くなどの対応はしているものの、「以前にも回答した」「去年は自分、今年は子どもにアンケートが届いた」など、一部の市民から苦情の声が入ることがある。

<外的要因による数値の変化>

・市民アンケートの結果は、本市が行う施策の取り組みに対する市民の感覚の変化ではなく、社会情勢の変化（コロナ、大雨等による災害）による外的要因によって、回答者の感覚に変化が生じ、主観的な感覚で回答する傾向があったことから、施策の進捗状況を評価する上で、適切に判断できない状況があった。

<指標の類似等>

・「施策」、施策を実現するための具体的項目として「単位施策」として階層を設定しているが、施策によっては、施策のまちづくり指標より、単位施策の成果指標の方が施策全体を図る指標となっていたり、指標内容が類似したりする状況があった。

第7次総合計画への対応内容

・施策、単位施策数を減らしたことにより、指標数も減少したことでアンケート指標も少なくすることとした。

※ 第6次総合計画アンケート指標 100指標
第7次総合計画アンケート指標案 65指標

・計画期間中は毎年、現状値として市民アンケートを実施することから、影響の無い範囲で対象者数を再度検討し、第7次総合計画から対象者数を2,500人に変更した。

・まちづくり指標は施策の推進を測ることを目的としてアンケート指標を主に設定するものの、施策を実現するための具体的項目である単位施策では、業務指標を中心に設定した。

※ 第6次計画成果指標のうちアンケート指標の割合 約40%
第7次計画成果指標案のうちアンケート指標案の割合約32%

・まちづくり指標、成果指標の設定を各課等で同時に検討することで、指標の類似等を避けるように設定した。

3 評価体制・PDCAサイクル

第6次総合計画の課題

<指標結果が優先された評価>
・指標は施策の推進を測るものさしであるものの、毎年指標の数値が出ることから、数値の上がり、下がりだけで施策の進捗状況を判断される状況となっている。

<評価基準の曖昧さ>
・1つの指標結果のみで施策の推進が判断されるなど、評価基準が曖昧になっている。

<指標の横ばい範囲>
・施策を評価するにあたり、まずは、指標毎に「改善」・「横ばい」・「悪化」として判断しているが、指標の現状値が、基準値や前年度値から1ポイント向上・低下しただけで「改善」や「悪化」と判断される状況となっている。

第7次総合計画への対応内容

現在の第6次総合計画では、始めに施策主管課が評価を行い、その後、評価内容を外部委員による「まちづくり評価委員会」で審議いただいていることから、まず施策主管課に、指標は「ものさし」であることを再認識させ、指標の数値だけでなく、市で実施した事業内容等を踏まえて評価するなど、評価の仕方を改めて職員に共有するとともに、「まちづくり評価委員会」でも指標数値のみの判断にならないよう説明していくことを想定している。

統計上、現在の本市が実施している市民アンケートでは、上下それぞれ3%が許容誤差となり、同一のアンケートを対象者以外の市民に実施した場合、差が生じる可能性があることから、許容誤差内であれば、横ばいと判断するなど、今後ルール化を検討していく。

※第7次総合計画の評価は、令和6年度から計画期間がスタートすることから、次年度の令和7年度から実施することとなるため、計画策定中に限らず、策定以降の令和6年度についても、引き続き適切な評価ができるよう体制や制度を検討していく。

第7次東海市総合計画

(総論・基本構想(素案))

令和6年度(2024年度)
～令和15年度(2033年度)

【目次】

第1編 総論

- 1 計画策定の意義 1
- 2 計画の構成 2
- 3 東海市を取り巻く社会動向 3
- 4 東海市の姿 7
- 5 東海市の現状 10
- 6 第7次総合計画におけるまちづくりの視点 . 13

第2編 基本構想

- 1 将来都市像 17
- 2 構想の期間 18
- 3 将来人口 19
- 4 土地利用構想 19
- 5 めざすまちの姿 20
- 6 基本構想の推進 22

第1編 総論

1 計画策定の意義

本市における総合計画は、東海市都市宣言〔平成22年（2010年）3月議決〕で掲げる「東海市らしさの創造と市民の夢の実現」に向けた長期的なまちづくりの指針であり、まちづくり基本条例に掲げる「協働・共創のまちづくり」の推進に向けた総合的かつ計画的な市政運営のための最も重要な計画です。

昭和44年（1969年）の市制施行後、本市では、昭和46年（1971年）に初めて総合計画を策定し、「緑に囲まれた明るい東海市（第1次）」、「心のふれあう生活と緑ゆたかなまちづくり（第2次）」、「活力・ぬくもりそしてロマンあふれるまちづくり（第3次）」、「心ゆたかな快適都市をめざして（第4次）」、「元気あふれる 快適都市（第5次）」、をテーマにまちづくりを進めてきました。

そして、平成26年（2014年）からスタートした第6次総合計画では、将来都市像「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」の実現に向け、五つの理念（安心、快適、いきいき、ふれあい、活力）を基に6分野・38の「めざすまちの姿」を掲げました。

この第6次総合計画の期間中、計画に位置付けられた施策を推進した結果、本市では人口が順調に増加し、まちづくり指標の7割以上が改善され、まちづくりの成果が見えてきました。

一方で、全国的な人口減少や社会の成熟化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済や市民生活に対する影響、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）やカーボンニュートラルの達成に向けた世界的な潮流など、本市を取り巻く変化に対し、迅速でしなやかな対応や備えが求められています。

こうしたことを踏まえ、さまざまなまちづくりの課題に的確に対応しながら、未来に向かって希望が持てるまちづくりを進めて、ふるさと東海市をだれもが誇れるまちに発展させる新たな総合計画「第7次東海市総合計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、将来都市像とそれを実現するための「めざすまちの姿」など、本市のまちづくりの基本的な方向性を明らかにしたものです。

〔計画期間：令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）〕

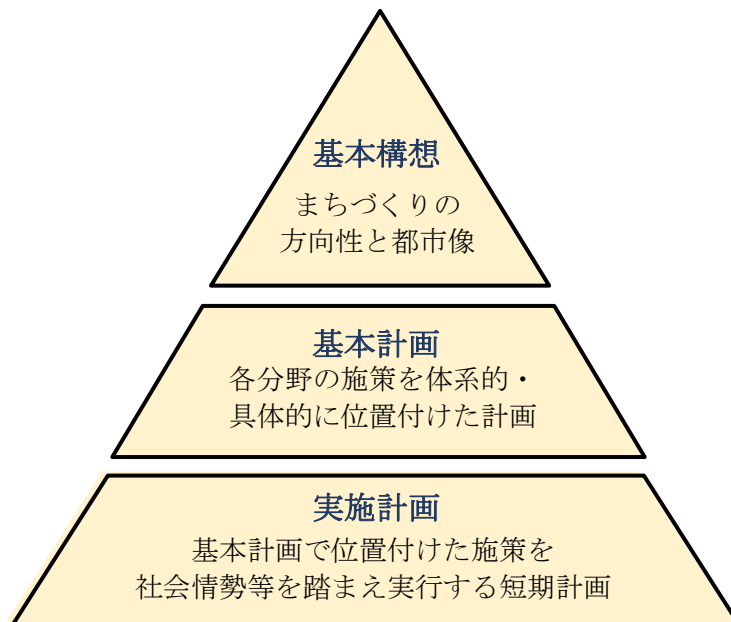
基本計画は、基本構想で掲げた「めざすまちの姿」を実現するため、各分野において推進する施策を体系的に示すとともに、まちづくりの達成状況を測る指標の継続的な把握によりまちづくりの進捗管理を行うものです。また、各施策に関連する個別計画を明示し、施策の課題や方向性全体を補完するとともに、将来都市像や「めざすまちの姿」の実現に向けて推進していく取り組みを、SDGsの理念に沿った「経済・社会・環境」の三側面において位置付けて、施策の相乗効果を図ります。

なお、計画期間前半での施策の進捗状況、財政状況、社会情勢などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

〔計画期間：令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）〕

実施計画は、基本計画で位置付けた施策を実現するため、財政状況や社会情勢、市民ニーズなどを考慮し、具体的な事務事業を整理し、予算編成の指針とする短期計画です。

〔計画期間：令和6年度（2024年度）以降、3か年（ローリング方式で見直し）〕



3 東海市を取り巻く社会動向

1. 全国的な人口減少と少子化・高齢化の進行

令和2年（2020年）の国勢調査における我が国の総人口は1億2,615万人で、前回の平成27年（2015年）調査の1億2,709万人から0.7%減少しています。また、全市町村の82.5%で人口が減少しており、全国的な人口減少が進行しています。

加えて、総人口に占める65歳以上の高齢者割合は、令和2年（2020年）には28.6%と前回調査より上昇するとともに、15歳未満の年少人口割合は、11.9%と低下しており、少子化・高齢化が進むことで、人口構造の変化が進んでいます。

一方、世帯の状況も変化し続けており、以前から続く核家族化が一層進むとともに、単身世帯や夫婦のみ世帯の割合が上昇しているなかで、社会的に孤立する世帯が増加傾向にあります。

以上のような、全国的な人口減少や人口・世帯構造の変化は、労働力低下や医療・福祉などに係る費用の増大、空き家の増加、地域社会における担い手不足など、暮らしのさまざまな場面に影響をもたらすことが懸念されています。

加えて、平成31年（2019年）4月には、外国人が幅広い業務に従事できるよう、在留資格が拡張された出入国管理及び難民認定法（略称：入管法）が改正され、それに伴って外国人人口が増加しています。

なお、これらの人口・世帯の動きは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から令和2年（2020年）以降は一部で停滞していますが、世界的な社会経済の情勢を含む今後の変化に対応することが求められます。

2. SDGsの実現やカーボンニュートラルの推進による持続可能な社会に向けた取り組みの拡大

地球温暖化やそれらに起因する異常気象など、世界規模でさまざまな環境問題が起きるなか、平成27年（2015年）に国連サミットにおいて、持続可能な社会の実現に向けた17の国際目標としてSDGsが採択されました。

また、令和2年（2020年）10月に、我が国では令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

今後、国民・事業者・行政が一体となってそれぞれの役割を担い、温室効果ガスの削減、地球温暖化に起因する気候変動への対応、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、環境分野はもちろんのこと、貧困対策やジェンダー平等の実現など、経済・社会・環境のバランスがとれた‘誰一人取り残さない’社会を目指す取り組みをより一層進めることが求められます。

3. 地域経済を取り巻く構造と企業に求められる役割の変化

バブル経済崩壊後のおよそ 30 年、好況・不況の波にもまれながら世界的な経済競争が繰り広げられた結果、我が国の企業は収益力や技術力を伸ばすことができず、相対的な優位性を低下させ、国内経済の立て直しにも時間を要しています。

地域経済においても、ものづくり関連企業は一部で活況を呈しているものの、国際情勢や景気動向などに影響されることが多く、厳しい競争環境に置かれています。

労働環境に目を向けると、年功序列や終身雇用といった日本特有の労働慣行が大きく変化し、非正規雇用などが増大したことで、労働の流動化・不安定化が進んでいます。一方、働き方改革により、労働環境の向上などが進むとともに、大企業を中心に賃金水準の改善がみられますが、依然として企業規模の違いや正規・非正規雇用間における待遇格差が生じています。

今後、地域経済が持続的に発展するためには、労働生産性を向上させることにより競争力を維持・向上させ、持続的な発展に取り組むとともに、環境や社会に配慮した事業活動を推進し、より厳しい条件下での経営を進めることが求められます。そのため、業界内外での合併・連携や事業拠点の移転・集約などにより、地域経済の構造が変化することも考えられます。

4. 新たな感染症の発生・拡大への対応

令和 2 年（2020 年）から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会経済・日常生活に甚大なインパクトをもたらし、多くの分野に影響を与え続けています。

特に、感染症予防や健康増進を担う公衆衛生分野では、感染に係る情報の収集・発信、予防接種などの対応に迫られる状況にあります。

また、対面・非接触での活動を促進するため、テレワークなどの新しい働き方が急速に浸透し、一部では地方に居住しながら都会の企業に勤める勤務形態など、今までにない生活様式がみられるようになっていきます。

引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策などの取り組みを進めるとともに、平時の社会経済活動に戻す動きを一層進める必要があります。また、今後の発生が懸念される、新たな感染症の発生・拡大に対応した社会システムの構築が求められます。

5. リニア中央新幹線の開業と中部国際空港の増設滑走路による社会環境インパクト

近い将来開業が予定されているリニア中央新幹線により、東京・名古屋間が 40 分で結ばれるなど、首都圏から中部圏に及ぶ範囲で大交流圏が形成され、経済や人の交流がより一層進むことが期待されます。

また、中部国際空港では空港沖公有水面の埋め立てや、令和 9 年（2027 年）の供用開始を目指し、現誘導路上に増設滑走路を設置するなど、名古屋港と合わせて、ものづくりの拠点である当地域と世界をつなぐ役割が期待されます。

さらに、中部国際空港と伊勢湾岸自動車道を結ぶ西知多道路の高規格化整備が進められており、沿線の土地利用の進展や災害時の緊急輸送路としての役割など、地域経済やまちづくりへの効果が見込まれます。

一方、令和8年（2026年）にはアジア競技大会の開催が予定されており、アジア中から注目されるエリアとして、企業誘致や観光・交流などさまざまな分野での効果が期待されます。

今後、社会的・経済的な交流の拡大・活性化が見込まれる一方で、地域からの人口や消費が流出することも懸念されることから、地域の魅力向上を図るとともに、その発信に向けた取り組みの展開が求められています。

6. 安心して暮らし続けられる地域づくり

東海地域においては、南海トラフ地震などの大規模地震をはじめ、台風や近年頻発する局地的な集中豪雨など、自然災害に対する危機感が高まっていることから、都市インフラの長寿命化・更新などのハード整備、災害情報の伝達や自主防災組織の強化などのソフト対策の両面から防災・減災力の向上に取り組むとともに、災害発生後の復旧・復興、速やかな社会経済活動の再開など、地域の強靱化を図ることが求められています。

また、これまで継続して取り組んできた、消防・救急の強化や防犯・交通安全の取り組みなど、安心・安全なまちづくりを進めるとともに、国際的な紛争などによる被害の発生や新たな感染症の発生・拡大など、これまでは想定されなかった新たなリスクに備えることも重要です。

さらに、人生100年時代といわれる今日において、各種福祉サービスの向上や地域で見守り支え合う地域共生社会の構築により、出生から老後まで、だれもが生涯を通じて心身ともに豊かな暮らしを送ることができる仕組みが望まれています。

7. 未来技術の導入と展開による社会変革

我が国では、経済活動と社会的課題の解決をデジタル技術によって両立し、人々に豊かさをもたらす社会の実現を目指しており、その手段である、次世代高速通信網（5G）や人工知能（AI）などの技術は急速に進展しています。また、自動車の自動運転は実用化の一手手前にまで進み、買い物や手続などのオンライン化・キャッシュレス化が普及し、スマートフォン一つで多くのことができる時代を迎えつつあります。

一方、行政サービスにおいても、マイナンバーカードを用いた各種手続のオンライン化など、市民の利便性向上や業務の効率化、財政負担の抑制に向けた準備が進められています。

今後、さまざまな未来技術を活用した、イノベーションやスタートアップを支援し、新たな経済構造の構築を促すとともに、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会を実現しながら、自治体のデジタル化を推進することにより、行財政の効率化や住民に対するサービスの質の向上につなげることが望まれます。

8. 新たな生活様式と価値観の多様化への対応

国際化や情報化が進むなか、人々の移動・活動の範囲、インターネットなどを手段とした社会・経済活動の領域はますます拡大しており、生涯現役社会の実現に向けた取り組みやテレワークの浸透など、働き方や生活様式はこれまで以上に多様化しています。

また、社会の成熟化に伴い、人種や国籍、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、お互いの個性を尊重し、共生することで、それぞれが自分らしくいきいきと暮らせる多様性を尊重する共生社会づくりとして、さまざまな活動に対する関心が高まっています。

9. 市民、地域、団体や事業者など多様な主体との協働によるまちづくりの推進

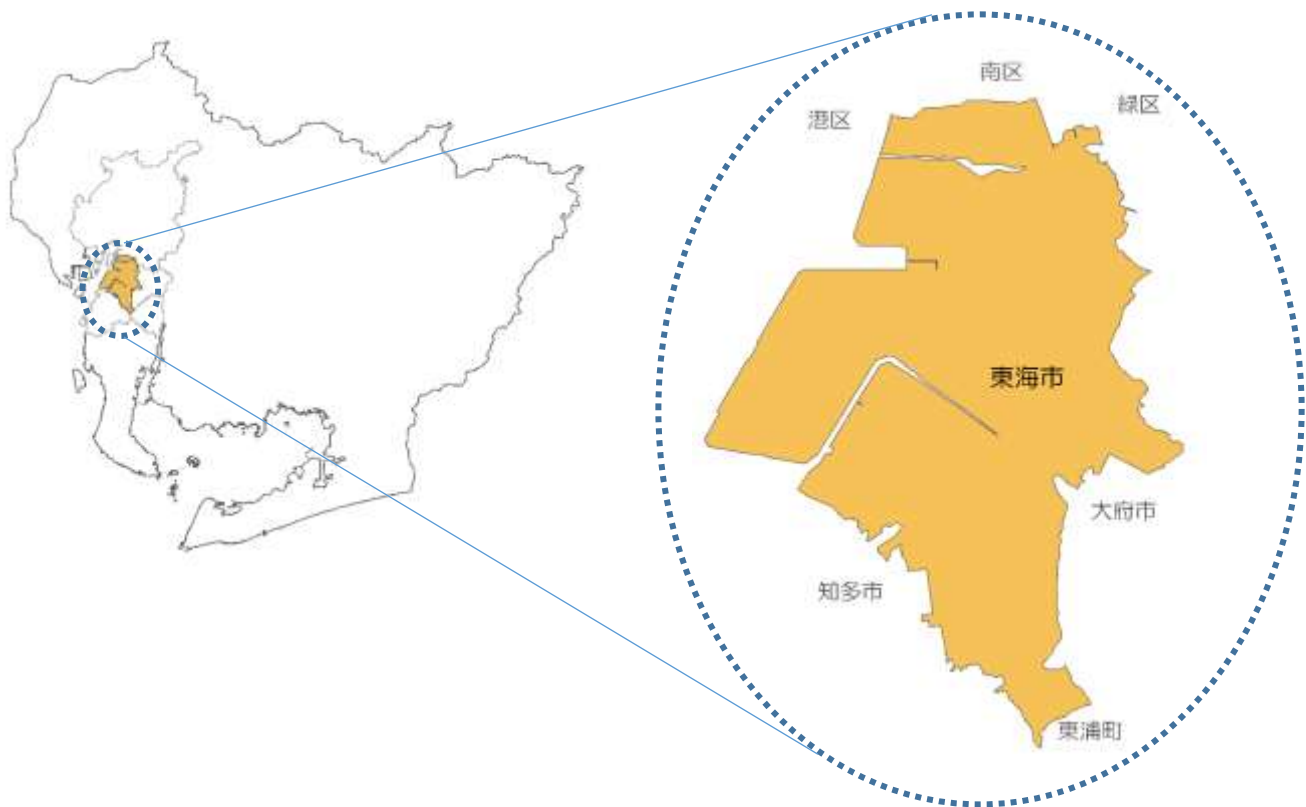
これまで進められてきた地方分権などの地方制度改革に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、住民にとって最も身近である基礎自治体への期待はますます高まっています。

一方、地域社会においては、住民同士の見守り・支え合いなどによる持続可能な体制の再構築が必要となっています。

今後、市民や地域、団体、事業者など多様な主体との連携・役割分担などを通じた協働体制を強化し、質の高い地域運営体制を実現することが求められているとともに、デジタル技術の活用や近年進められている、公的な領域・資源を民間主体で利活用できるようにする公民連携など、新たな手段・手法による効率的で効果的なまちづくりの推進が望まれています。

4 東海市の姿

1. 位置



本市は、知多半島の西北端に位置し、東西に 8.06km、南北に 10.97km、面積は 43.43km²の比較的コンパクトな都市です。

本市の周りは、西は伊勢湾に面し、北は名古屋市（港区、南区、緑区）、東は大府市、東浦町、南は知多市に接しています。

名古屋市の中心部まで約 15km と近接しているうえ、名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しており、愛知県内でも主要な産業都市としての役割を果たしています。

2. 気候

本市の年間降水量の平均〔平成 24 年（2012 年）～令和 3 年（2021 年）〕は約 1,250mm、年間の平均気温は約 17℃で、比較的温暖な気候となっています。

3. 沿革

本市の歴史は、貝塚などの遺跡があることから、縄文時代のころから生活が営まれていたことがわかります。弥生・古墳時代になると「あゆち瀉」に面した伊勢湾地域の要衝として、活動が活発に行われました。奈良時代には、土器製塩が盛んに行われ、「調(税)」として塩が都まで運ばれました。

平安時代には、我が国初の国産仏教である融通念仏宗を開いた良忍上人が現在の富木島町に誕生しました。

中世には、丘陵に築かれた窯で、茶碗、皿、鉢、大かめなどが生産され、各地に供給されました。

江戸時代に入ると、尾張藩二代藩主徳川光友が横須賀(現在の横須賀町及び高横須賀町の一部)に御殿を建てたことから、町方として発展しました。光友死後、御殿は取り壊されましたが、その跡地に知多半島西海岸一帯を支配する横須賀代官所が設置され、行政と商業の中心地として、繁栄を誇りました。

江戸時代中期には、米沢藩九代藩主上杉鷹山の師で尾張藩校の明倫堂初代^{とくがく}督学(校長)となった儒学者細井平洲が現在の荒尾町に誕生しました。

明治に入ると、タマネギやトマトなどの西洋野菜が盛んに栽培され、その先駆者であり「トマト王」と呼ばれた蟹江一太郎が誕生しました。また、阪(坂)^{おうたどころよりうど}正臣が御歌所寄人(旧宮内省の役職)として活躍しました。

大正年間から昭和初期にかけて、横須賀には警察署や高等女学校が置かれるなど西知多の中心地として栄え、酒、みそ、しょうゆなどの醸造業や木綿などの織布業も盛んでした。

戦後になると、昭和30年(1955年)から始まった愛知用水建設事業により、この地域の農業は高度化・近代化をとげ、洋ラン栽培やフキ栽培など、全国でも有数の地位を占める都市近郊農業地帯となりました。

昭和30年代には、海苔^{のり}の一大生産地であった海岸部は、名古屋南部臨海工業地帯として造成がはじまり、本市漁業の歴史に終わりを告げるとともに、主に鉄鋼関係の大企業による企業立地が進み、中部圏最大の鉄鋼基地となるなど工業都市として発展しました。

昭和44年(1969年)4月1日には、上野・横須賀2町の合併により東海市が誕生し、新しいまちづくりがはじまりました。特に本市が誕生した直後は、臨海部の企業立地により市外・県外からの転入に伴う人口の急増が続いたことから、新旧住民による交流を進め、コミュニティを形成するとともに、学校、保育園、公民館などの建設やため池を生かした公園の整備などを進めるだけでなく、昭和から平成にかけては、市民生活や市民福祉の向上を図るため、勤労センター、市民体育館、商工センターなどの建設や健康福祉拠点のしあわせ村を開設しました。

また、近年では、太田川駅周辺の整備や鉄道高架事業の完成にあわせて、市民交流プラザ（子育て総合支援センター・結婚応援センター・市民活動センター）の開設、太田川駅東公共駐車場、高架下自転車等駐車場、そして観光物産プラザ及びパスポートセンターを設置しました。さらに、文化芸術の拠点である芸術劇場や大型商業施設の建設、観光情報センター（ユウナルステーション）や日本福祉大学東海キャンパスの開設のほか、駅前ロータリーを拠点とする循環バスの運行が開始するなど、太田川駅周辺では、生活に必要な諸機能が近接した効率性と持続可能性を重視した「コンパクトシティ」の核となる中心市街地の整備が進められました。

都市基盤整備では、下水道や道路整備、土地区画整理事業の推進など都市機能の充実に取り組むとともに、令和5年度（2023年度）末には、市内9つ目の駅となる加木屋中ノ池駅（副駅名：公立西知多総合病院前）が一部開業するなど、交通の利便性の向上と新たな市街地の形成を進めています。

東日本大震災の発生を教訓とした取り組みでは、防災カメラや沿岸部への地域防災無線の設置、地震・津波被害を想定した実践的な市民総合防災訓練や地震防災教育の実施、津波対策計画の策定と中央防災倉庫の建設など積極的に防災・減災対策を進めており、また、市民の安心と地域医療を守るため、知多市とともに公立西知多総合病院を開院しました。

ソフト面では、いきいき元気推進事業の展開、米沢市に次いで釜石市、トルコ共和国ブルサ市ニルフェル区、沖縄市、オーストラリア連邦ビクトリア州マセドンレンジズ市との姉妹都市提携による地域間交流の拡大と国際化への対応、当時全国でも例のない中学生の沖縄体験学習（2年生全員）やオーストラリアでの海外体験学習を行っています。

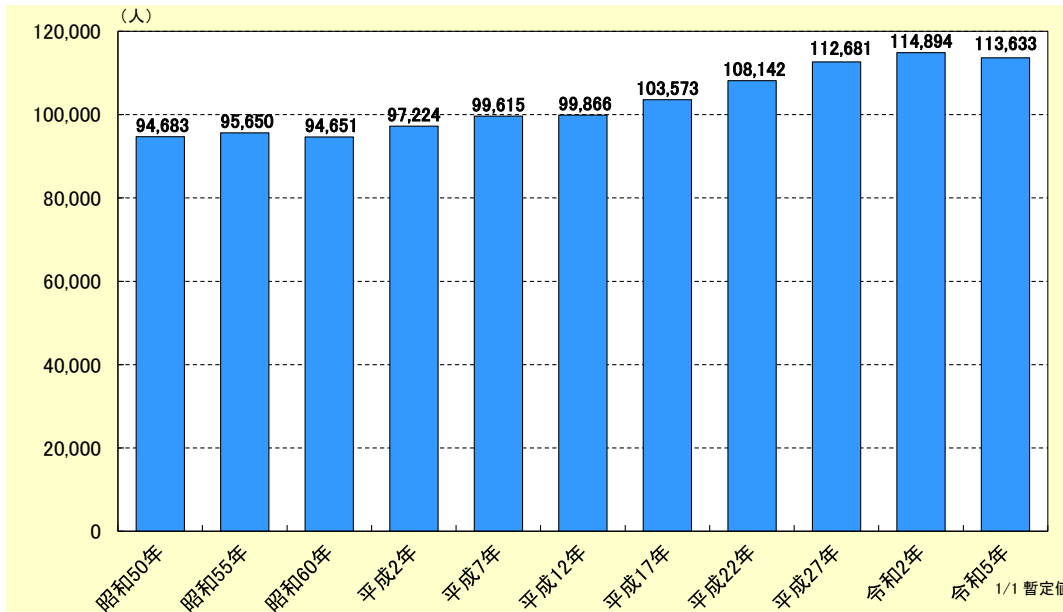
平成31年（2019年）4月1日に市制50周年を迎え、5月には令和という新しい時代の幕開けとなりました。また、同月に挙行・開催した「市制50周年記念式典」や「オープニングイベント」を皮切りに、年間を通じてさまざまな記念事業を実施しました。そのなかでも、「ひかりプロジェクト」、「ふるさと再生プロジェクト」、「東海ハーフマラソン」などの特色ある事業が市制50周年を契機としてスタートしています。

5 東海市の現状

※「5 東海市の現状」は、令和5年（2023年）4月1日時点の人口に修正予定。

1. 人口の推移

本市の人口は、概ね増加傾向で平成30年（2018年）には、115,000人に達しましたが、近年は転出超過による社会減の傾向となり、令和5年（2023年）1月1日現在の人口は113,633人となっています。

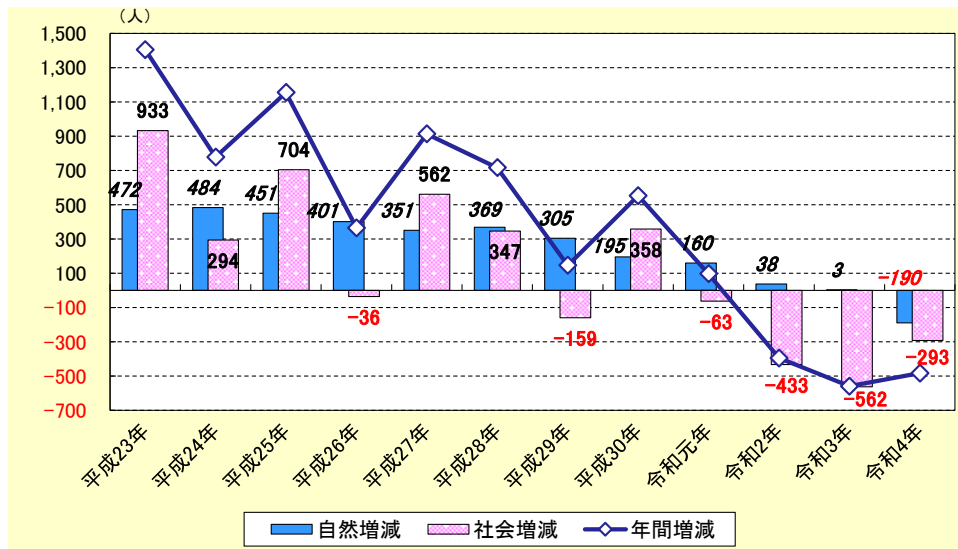


出典：住民基本台帳

2. 人口動態

自然増減は、出生数が死亡者数を上回る自然増加の状態が続いていましたが、令和4年（2022年）に死亡数が出生数を初めて上回り、自然減少に転じました。

社会増減は、平成30年（2018年）までは概ね転入超過の傾向が続いていたものの、令和元年（2019年）以降は転出超過が続いています。

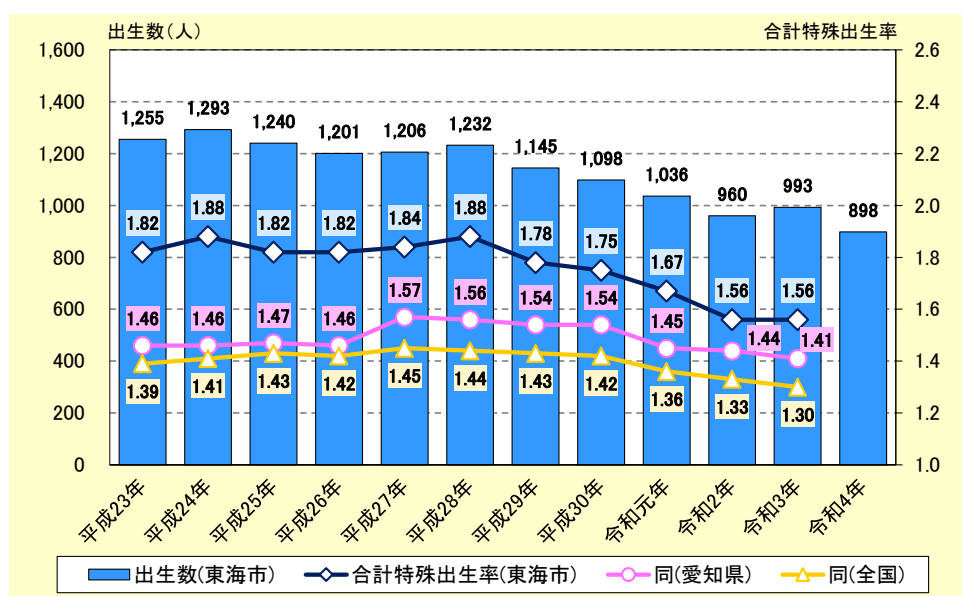


出典：東海市の統計

3. 出生の状況

出生数は、平成23年（2011年）から平成28年（2016年）にかけて1,200人台で推移してきましたが、平成29年（2017年）からは減少傾向にあり、令和4年（2022年）は898人となっています。

また、合計特殊出生率の推移をみると、愛知県や全国の値と比較して高い水準で推移していますが、低下傾向となっており、その差は小さくなっています。



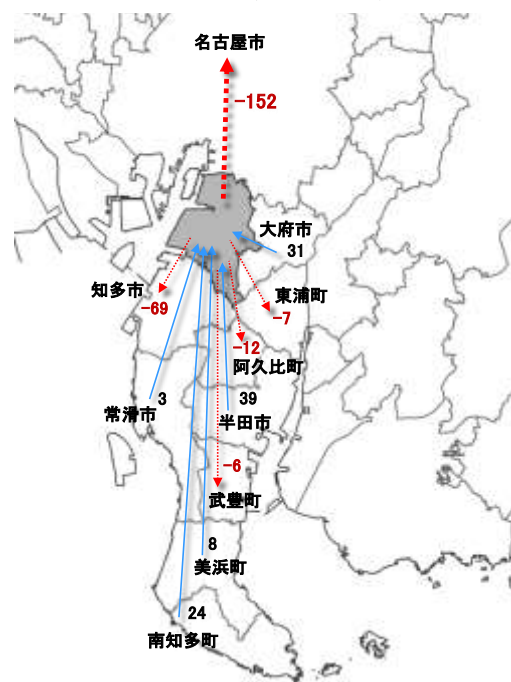
出典：合計特殊出生率（愛知県衛生年報、あいちの人口、愛知県の人口動態統計）
出生数（東海市の統計）

4. 転入・転出の動向

令和4年（2022年）中の本市への転入と本市からの転出の動向は、近隣市町のうち5自治体で転入超過となっています。一方、転出超過は名古屋市が最も多く、次いで知多市、阿久比町の順で多くなっています。

(単位：人/年)

自治体名	転入	転出	転出入
名古屋市	1,040	1,192	-152
半田市	151	112	39
常滑市	104	101	3
大府市	212	181	31
知多市	389	458	-69
阿久比町	53	65	-12
東浦町	67	74	-7
南知多町	31	7	24
美浜町	17	9	8
武豊町	31	37	-6
その他県内	800	784	16
県外	1,764	1,855	-91
合計	4,659	4,875	-216



※名古屋市及び知多半島4市5町の動向を記載

出典：東海市の統計

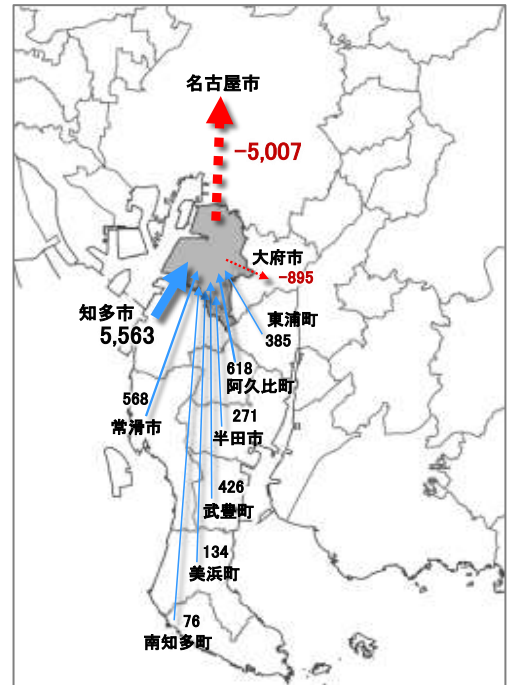
5. 通勤・通学の動向

令和2年(2020年)における本市への通勤・通学の動向をみると、流入人口は31,239人、流出人口は29,545人で、1,694人の流入超過となっています。

また、流入超過数をみると、知多市が最も多く、次いで阿久比町、常滑市、武豊町の順で多くなっています。

(単位：人/年)

自治体名	流入	流出	流入超過
名古屋市	8,529	13,536	-5,007
半田市	1,913	1,642	271
常滑市	1,738	1,170	568
大府市	2,739	3,634	-895
知多市	7,671	2,108	5,563
阿久比町	1,198	580	618
東浦町	1,142	757	385
南知多町	110	34	76
美浜町	301	167	134
武豊町	633	207	426
その他県内	4,307	4,788	-481
県外	958	549	409
合計	31,239	29,545	1,694



※流出は従業・通学市区町村「不詳・外国」があるため、合計は一致しない

出典：国勢調査

6 第7次総合計画におけるまちづくりの視点

1. 子育てしやすいまちづくりの推進

全国的に30年以上も少子化が続くなか、各家庭が望んでいる家族を構成でき、一人ひとりの子どもの幸せを実現できるよう、健康・福祉・教育など、さまざまな分野が連携して、切れ目のない子育て支援を継続させることが求められます。

また、乳幼児から健全な成長を見守りつつ、質の高い保育・幼児教育サービスを提供するなど、安心して子育てがしやすい環境を整備することにより、多くの子育て世代に選ばれるまちづくりを推進することが望まれます。

2. 学校教育の質や学習環境の向上と育ちの支援

教育現場におけるデジタル化が進むなか、さまざまな変化への対応が求められる社会において、児童生徒一人ひとりが体験を通じて生きる力を育み、時代に即した質の高い教育と快適な学習環境の整備が求められます。

また、不登校などに対してスクールカウンセラーや心の相談員、スクールソーシャルワーカーなどを通じた課題の解決、食育による健やかな体づくりによる心身の成長、家庭・地域・学校が互いに連携・協働した学校運営の改善などにより、未来を担う子ども達への育ちの支援が望まれます。

3. 環境に配慮した取り組みの推進

市民の日常的な快適性を高めるため、降下ばいじんの低減や環境美化など、環境保全の取り組みを一層推進することが求められます。

また、地球規模での環境問題に向き合い、カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策や循環型社会の構築などに地域レベルで取り組むとともに、生物多様性など環境保全の意識向上を図る環境学習を推進するなど持続可能な地域づくりが望まれます。

4. 産業の活性化とにぎわいの創出

大都市近郊である地域特性を生かした持続的な農業の振興、国内外でのし烈な競争に勝ち残るための既存の事業所集積を核にした工業振興が求められます。また、デジタル人材の育成、スタートアップをはじめとする起業、新規事業の立ち上げや市内事業所における事業承継の支援など、イノベーションや産業の担い手確保を促す仕組みづくりが望まれます。

さらに、地域資源の魅力向上などによる商業振興や観光交流の推進が望まれます。

5. 福祉サービスの向上と地域共生社会の形成

超高齢社会を迎えたなか、加齢や障害などによる不自由を抱えても、福祉行政サービスを楽しむことで、安心して暮らし続けられる環境の整備が求められます。

また、生きづらさを抱えた方を含め、市民一人ひとりが役割を果たし、互いに支え合って暮らしていける、地域共生社会の実現が望まれます。

6. 地域社会の再構築と仕組みづくり

地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する諸問題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められます。

また、生活様式や価値観の多様化、外国籍市民の増加など、地域社会の変化や特性に応じて、だれもが互いに多様性を尊重し合い、共に支え合う地域社会づくりが望まれます。

7. 健康寿命の延伸に向けた取り組み

市民一人ひとりが心身の健康を維持し豊かな人生を送るためには、疾病を予防し、重症化を防ぐための予防接種や健康診断などの取り組みの強化が求められるとともに、住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境の構築が望まれます。

また、健康づくりと疾病予防を目的とした「健康増進法」の考え方を踏まえた「東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例」や「東海市トマトで健康づくり条例」に基づき、健康づくりに対する意識の向上や環境の整備を推進することで市民が健康的な生活を送り、健康づくりが促進されることが望まれます。

8. 学びや文化芸術、スポーツによる生きがいづくり

市民一人ひとりが充実した日々を送り、生活の質を高められるよう、学び、運動、文化芸術など、それぞれの趣味、志向、問題意識に応じた活動ができるよう、多様な機会の提供や場の整備が求められます。

また、これまで受け継いできた地域の歴史文化や文化財の保存・継承が望まれます。

9. 安心・安全な社会基盤の維持・確保

自然災害への備えを強化し、市民の生命と財産を守るため、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策、迅速かつしなやかな復旧・復興に向けた地域の強靱化が求められます。

また、消防・救急体制の一層の強化、関係機関と連携した防犯、生活安全、交通安全の取り組みなど、安心して安全に日常生活を送ることができる環境づくりが望まれます。

10. 便利で快適な都市基盤の形成

居住や経済活動の舞台として利便性が高く居心地の良い都市空間を形成するため、適切な土地利用、道路、公園緑地などの都市施設の整備、地域公共交通の充実などが求められます。

また、リニア中央新幹線の開業など本市を取り巻く環境の変化に応じて、本市の魅力を高める取り組みや各種インフラや施設などの老朽化対策・更新などが望まれます。

11. 未来づくりを支える行財政運営の推進

デジタル化や高度化が進む市民の行政ニーズに対応しながら、効率的で効果的な行財政運営を推進することが求められます。

また、市内企業をはじめとする民間活力の活用やシティプロモーションの推進などにより、魅力的なサービスの提供と都市イメージの向上が求められます。

第 2 編 基本構想

1 将来都市像

1. 基本的な考え方

本市は、市制施行以来、緑の豊かさと心の豊かさを市民が実感できるよう、まちづくりを進めてきました。

「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」をテーマとした第6次総合計画では、市民との協働・共創の考えを大切にしながら、めざすまちの姿の実現に向けた施策の展開を進めており、本計画においてもこの考え方を継承し、さらなる発展につなげることが重要です。

また、SDGsで位置付けられている経済・社会・環境のさまざまな課題を解決し、誰一人取り残さない社会を実現することが求められます。

それらのためにも、人口減少、少子化・高齢化の進行や技術が進歩し続ける日々の動きに迅速かつ的確に対応し、ライフスタイルや価値観を尊重し合い、市民一人ひとりが安心して、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

2. 将来都市像

私たちがこれから向かう時代は、人口減少がさらに進むなど社会情勢が目まぐるしく変化し、ライフスタイルや価値観が多様化するなか、人と人との関係性がさらに希薄になることが懸念されます。

そうしたなかで、市民や地域、団体など多様な主体によって”つながり“の輪を広げ、市民一人ひとりの笑顔と希望があふれるまちを展望し、次のとおり本市の将来像を定めます。

ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

3. 五つの基本理念と都市宣言

東海市まちづくり基本条例に掲げたまちづくりの五つの基本理念（安心、快適、いきいき、ふれあい、活力）と、基本理念の実現に向けた政策の方向性を分かりやすく表現した東海市都市宣言について、整合性を図りながら本計画の将来都市像の実現に向けて、まちづくりを推進します。

【基本理念】

- ・安心して暮らせるまちづくり
- ・快適に暮らせるまちづくり
- ・いきいきと暮らせるまちづくり
- ・ふれあいのあるまちづくり
- ・活力のあるまちづくり

【都市宣言】

- ・ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- ・子育てと結婚を応援するまち東海市
- ・生きがいがあり健康なまち東海市
- ・緑と洋ランにまつまれたまち東海市
- ・にぎわいあふれ個性輝くまち東海市

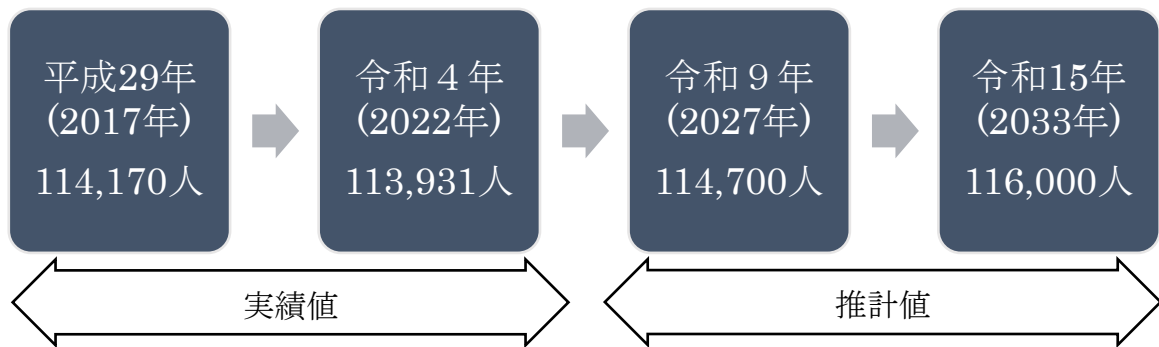
2 構想の期間

基本構想の期間は、10年間〔令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）〕とします。

3 将来人口

全国的な人口減少が進むなか、本計画に基づきだれもが住み続けたくなるまちづくりを積極的に推進します。

そのため、令和15年（2033年）の目標人口を116,000人に設定します。



4 土地利用構想

本市の土地利用は、臨海部の産業ゾーン、臨海部と内陸部を共生させる緩衝ゾーン、中央部にある住宅街の居住ゾーン、東部丘陵地の農業緑地ゾーンというように、南北の帯状の構成による土地利用を基本とします。

市の北部では、我が国の物流の大動脈である伊勢湾岸自動車道や、名古屋都心部を結ぶ名古屋高速と接続し、南に向かっては、中部国際空港に至る知多半島道路や西知多道路に接続しています。また、名鉄名古屋駅と中部国際空港や知多半島南部を結ぶ鉄道網が市域の南北を縦断しています。さらには、臨海部が名古屋港の港湾区域であることや、中部国際空港から20km圏内に位置していることから、本市は陸・海・空、中部圏広域交通の要衝になっています。

このような、本市の立地特性を生かし、リニア中央新幹線の開業、中部国際空港の滑走路の増設や西知多道路の整備を見据え、産業機能のさらなる強化と広域的なにぎわい・交流の創出に取り組むと同時に、自然との共生のもと、鉄道駅周辺の集約型まちづくりとコンパクト・プラス・ネットワークの取り組みによるまちづくりを進め、居住人口の定着と増加を図る受け皿づくりを進めることで、都市の魅力向上を図ります。

5 めざすまちの姿

「第7次総合計画におけるまちづくりの視点（総論 6 参照）」を踏まえ、将来都市像「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」の実現に向けて取り組む5分野の“めざすまちの姿”とその実現に向けた施策を次のように定めます。

1. 安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている【子ども・子育て分野】

これからのまちづくりで主役となる子どもたちと子どもを持つ世代が将来に対して明るい展望を持てるよう、安心して産み育てられる環境を整え、子どもたちの豊かな心と健やかな体を育み成長する取り組みを推進します。

- ・子どもや子育て世代への支援
- ・子どもの学び・体験への支援

2. 住みやすい環境を保全し、にぎわいと活力に満ちている【環境・経済分野】

環境と経済の両立により、さらなる進展ができるよう、生活環境保全、ごみ処理対策などの循環型社会の推進やゼロカーボンシティ宣言による脱炭素社会の実現などの、環境に関する取り組みを進めるとともに、農業や観光資源の魅力向上、商工業の活性化などによりにぎわいと活力を創出します。

- ・良好な生活環境の保全
- ・自然と共生する持続可能な社会の実現
- ・魅力ある農業の振興
- ・活力ある商工業の振興

3. 人と人との絆を育み、だれもが役割を持ち支え合っている【地域づくり分野】

一人ひとりが互いを尊重し、役割を持って支え合い暮らすことができるよう適切な福祉サービスの提供と、コミュニティを重要なパートナーとしたまちづくりを推進するとともに、人種・国籍、性別、年齢、障害の有無などに関わらず理解を深め、連携・協力しながら暮らせる地域共生社会の構築を図ります。

- ・地域福祉の推進
- ・高齢者福祉の充実
- ・障害者福祉の充実
- ・協働と尊重による地域社会づくりの推進

4. 心身ともに健康で、いきいきと生活している【健康・生涯学習分野】

すべての市民がいきがいを持ち、生涯を通して充実した暮らしができるよう、健康づくりにつながる取り組みの継続と、予防接種や健康診断の推進、市民が身近な医療機関を安心して受診できる環境を整えるとともに、生涯学習やスポーツ、文化芸術、伝統文化の推進・振興に関する取り組みを進めます。

- ・健康づくりの推進
- ・生涯学習の推進
- ・スポーツの推進
- ・文化芸術の推進
- ・郷土の歴史・伝統文化・文化財の継承と振興

5. 安心・安全で快適に暮らせる都市機能が充実している【安心安全・都市基盤分野】

安心して充実した日々を送ることができるよう、災害に対する備えや生活安全、交通安全、消防・救急などを通じて安心・安全な環境を整えるとともに、都市基盤の整備により便利で快適な都市空間の形成を図ります。

- ・防災・減災対策の推進
- ・消防・救急体制の充実
- ・暮らしの安全対策の推進
- ・地域特性を生かした土地利用の推進
- ・安全で快適な移動環境の整備
- ・花と緑にまつまれたまちの推進
- ・水道水の安定供給と汚水の適切な処理の推進

6 基本構想の推進

基本構想の推進にあたっては、市民との協働・共創や効率的で効果的な施策の展開により、まちづくりを進め、将来都市像の実現を目指します。

1. 市民との協働・共創によるまちづくり

めざすまちの姿の実現に向け、市民や地域、団体、事業者、行政など全てのまちづくりの主体が目標を共有するとともに、それぞれが果たすべき責任と役割を明確にして、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めるものとします。

また、計画期間中の各施策の改善状況や課題などについても、定期的に市民と市の双方で確認し、評価・検証するなど、前計画から引き続き市民参画型の進行管理を行います。

2. 効率的で効果的な行政経営の確立

基本構想の実現のためには、安定した財源確保と健全財政に努めるとともに、事務事業の実施に際しては、事業の有効性や必要性などの評価・検証など、PDC Aサイクルによる取り組みを進めます。

また、それぞれのめざすまちの姿の実現に向けて、行政が主体となり施策の推進を支える行政推進項目に対して全庁的に取り組むことにより、効率的で効果的な行政経営を確立します。

【行政推進項目】

- ・ 効果的な行政運営を推進する
- ・ 健全な財政運営を行う
- ・ 自治体DXを推進する
- ・ より良い職場づくりと人材育成を推進する
- ・ 情報の収集と発信を推進する

東海市総合計画審議会 部会日程（変更後）

会 議		日 程	場 所	
第 1 部 会	子ども・子育て、地域づくり、健康・生涯学習	第 1 回	1 2 月 2 7 日 (火) 午後 2 時～	市役所 302 会議室 (3 階)
		第 2 回	3 月 8 日 (水) 午後 2 時～	市役所 201 会議室 (2 階)
		第 2 回	6 月 8 日 (木) 午前 1 0 時～	市役所 地下大会議室
		第 3 回	8 月 2 3 日 (水) 午後 2 時～	市役所 201 会議室 (2 階)
会 議		日 程	場 所	
第 2 部 会	環境・経済、安心安全・都市基盤、行政推進	第 1 回	1 月 1 3 日 (金) 午後 2 時～	市役所 302 会議室 (3 階)
		第 2 回	3 月 1 日 (水) 午後 2 時～	※市役所 201 会議室 (2 階)
		第 2 回	6 月 6 日 (火) 午後 2 時～	市役所 地下大会議室
		第 3 回	8 月 2 2 日 (火) 午後 2 時～	市役所 201 会議室 (2 階)

【参考】東海市総合計画審議会スケジュール（第 2 回全体会以降）

会 議	日 程 等	主 な 内 容
第 2 回 全体会	4 月 2 5 日 (火) 午前 1 0 時～	市役所 地下大会議室
第 3 回 全体会	1 0 月 1 0 日 (火) 午後 2 時～	市役所 地下大会議室
第 4 回 全体会	1 0 月 2 4 日 (火) 午後 2 時～	市役所 302 会議室 (3 階)